

第 9 号議案

足立区教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務条件及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づく職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第 2 条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第 3 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 講演会の講師を行う場合

(2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、教育委員会が認めた場合
付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により任命される教育長から適用する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例について定める必要があるので、この条例案を提出いたします。